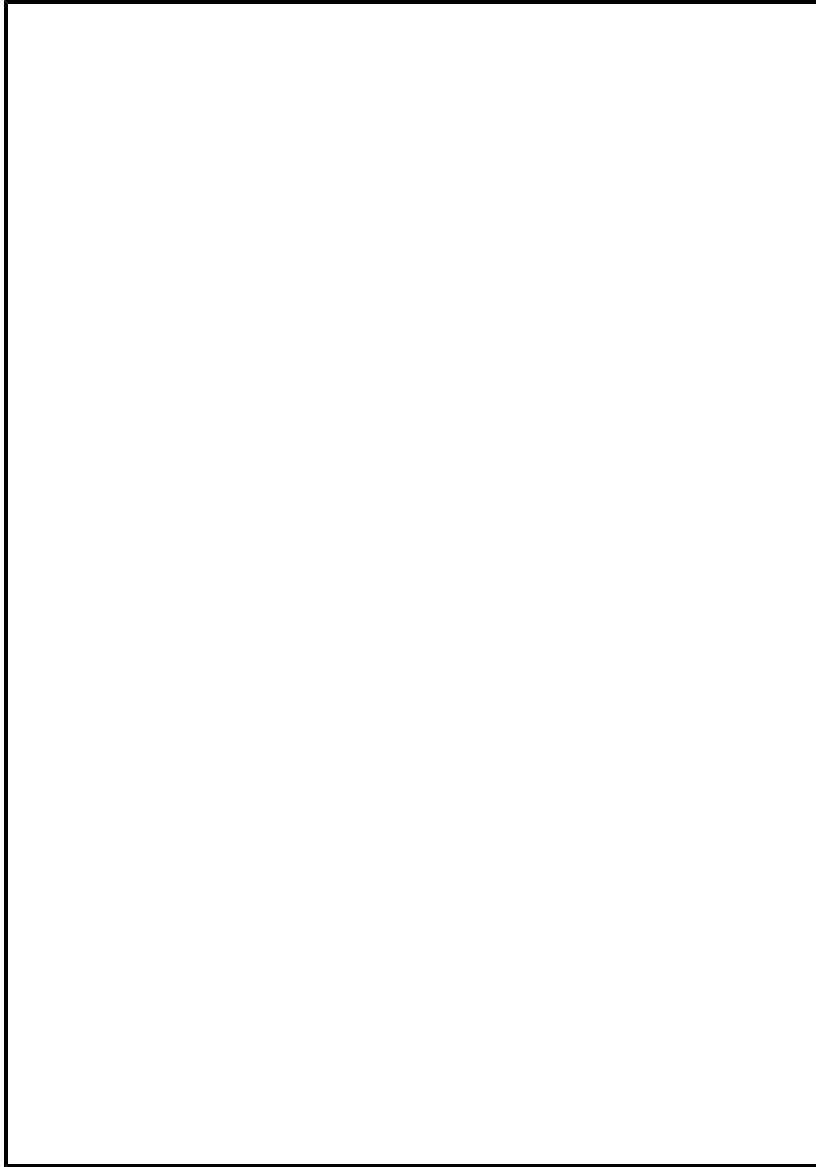


(第 4 面)



別紙第 1 0

(第 1 面)

第 \_\_\_\_\_ 号

(表面)

国家公務員災害補償  
年金証書

(日本産業規格 A 列 5)

(第 2 面)

受給権者の氏名 \_\_\_\_\_

受給権者の住所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

補償の種類 \_\_\_\_\_ (第 \_\_\_\_\_ 級)

年金の額 \_\_\_\_\_ 円

支給開始年月 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月

国家公務員災害補償法の規定により上記のとおり支給します。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(実施機関の長の官職氏名)

(第 3 面)

〈注 意 事 項〉

- 1 この証書は、国家公務員災害補償法によって傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- 2 この補償を受ける権利は、譲り渡したり、担保に供することはできません。また、差押えを受けることもありません。
- 3 この証書を亡失し、又は損傷したときは、再交付を実施機関に請求してください。また、年金の額の変更の場合を除き、証書の記載事項に変更を生じた場合は、新しい証書を交付しますので、実施機関に届け出てください。なお、古い証書は、廃棄してください。
- 4 あらかじめ実施機関からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、実施機関に対し療養の現状、障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- 5 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を廃棄してください。
- 6 実施機関への請求等は下記宛てに行ってください。

(担当部署)

(所在地)

(電話番号)

(裏面)